

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail soudan@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今年も確定申告の時期が近づいてきました。毎年のことではありますが、税制改正等により異なる取り扱いもございます。確定申告が必要な方や確定申告で還付を受けられる方は、ご不明点等がございましたら弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。今年の申告納付期限は下記の通りです。

【所得税】3月15日（水） 【消費税等】3月31日（金） 【贈与税】3月15日（水）

*振替納税の場合の納付期限（振替日）は、所得税4月20日（木）、消費税等は4月25日（火）です。

セルフメディケーション税制って？（関川）

平成29年から、ドラッグストアで購入した市販薬も「セルフメディケーション税制」によって所得控除できることになりました。言い換えれば、市販薬購入に限定した医療費控除のことです。

- ① 年間12,000円を超える分から控除が可能となります。控除額の上限は88,000円です。
例えば、62,000円分の市販薬を購入していれば、50,000円の所得控除が受けられます。
- ② 適用するには確定申告が必要です。
- ③ スイッチOTC医薬品に限られます。
スイッチ=医療用から一般用に転換された・OTC=Over The Counter（カウンターで購入するという意味）
- ④ さらに対象商品になるのは厚生労働省から指定を受けたものに限られます（約1,500品目です）。
かぜ薬、湿布、胃薬、皮膚病で使用する薬などは、だいたいが対象となっています。
漢方薬、絆創膏、包帯、マスク、サプリ、栄養ドリンクは対象外になっています。
厚生労働省のHPやドラッグストアの店頭で確認
- ⑤ 一定の取組をしている必要があります
「インフルエンザなどの予防接種」「定期健康診断」「メタボ健診」「人間ドックやガン検診」などのうち、一つを受けている必要があります。つまり、健康維持や病気の予防のために努力をしている必要があります。
一定の取組をしている書面と領収証を添付して確定申告することになります。従来の医療費控除との併用はできません。どちらが有利かは年末にならないと分かりませんので、くれぐれも領収証を捨てないようにお願いします。

保険料率改定【生保】（森）

各保険会社の生命保険料は、主に国債の応募者利回りをもとに計算されていますが、ご存じの通り、「マイナス金利政策」の影響で国債の応募者利回りは低下しています。

生命保険は「お客さまが支払ったお金を保険会社が運用して増やし、増えたお金がお客さまに戻ってくる」という商品ですので、保険会社が運用してもお金の増えないような経済環境であれば、支払う保険料が増える（または戻ってくるお金が少なくなる）のです。

各保険会社が、現在より生命保険料を引き上げる（または戻ってくるお金が少なくなる）のは、概ね平成29年4月からだと言われています。

とりわけ「貯蓄性の高い商品」は値上げ幅が大きくなると言われているため、

- ・法人向け商品では、役員が加入する「長期定期保険」や、従業員が加入する「養老保険」
- ・個人向け商品では、「終身保険」や「年金保険」など

これらの商品は、現在より大幅に保険料がアップするかもしれません。

したがって、法人の決算対策や福利厚生、個人の資産形成や相続対策に生命保険を活用される場合は、平成29年3月までに加入する方がお得と言えるかもしれません。